

# トランプ通商政策の今後の見通し

## ◆トランプ関税に軌道修正の動き

2025年11月14日、トランプ大統領は国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて課している相互関税の対象から、特定の農産品を除外する **大統領令** を発出した（相互関税を含む主な追加関税措置は表1を参照）。背景には、食料品を中心とする物価高の長期化や、ニューヨーク市長選、バージニア州・ニュージャージー州知事選での相次ぐ敗北などによる、政権支持率の低下があるとみられる。11月20日には、ブラジル産農産品への追加関税率を引き下げる **大統領令** も出し、世論を意識しながら関税政策を修正する動きが続いている。

表1：主要国・地域原産品への追加関税率（25年12月4日現在）

出所：各種資料をもとに筆者作成

		日本	EU	中国	カナダ	メキシコ
自動車・同部品	232条関税	15%①	15%①	25%	25%④	25%④
	フェンタニル関税			10%		
	301条関税			7.5%～100%		
トラック・同部品	232条関税	25%	25%	25%	25%④	25%④
	フェンタニル関税			10%		
	301条関税			7.5%～100%		
鉄鋼・アルミ	232条関税	50%	50%	50%	50%	50%
	フェンタニル関税			10%		
	301条関税			7.5%～100%		
銅	232条関税	50%	50%	50%	50%	50%
	フェンタニル関税			10%	35%⑤	25%⑦
	301条関税			7.5%～100%		
木材	232条関税	10%	10%	10%	10%	10%
	フェンタニル関税			10%		
	301条関税			7.5%～100%		
木材派生品	232条関税	15%①	15%①	25%⑧	25%⑧	25%⑧
	フェンタニル関税			10%		
	301条関税			7.5%～100%		
上記以外	相互関税	15%②	15%②	10%③	0%⑥	0%⑥
	フェンタニル関税			10%	35%⑤	25%⑦
	301条関税			7.5%～100%		

注①：MFN税率と合計して15%、MFN税率が15%以上の品目については追加関税を賦課せず

注②：注①と同じ、ただし8月7日に遡って払いすぎた関税は還付

注③：26年11月10日まで追加関税24%賦課を延期中

注④：USMCA適合品は非米国原産部分のみ追加関税賦課、同部品は関税適用プロセス確立まで賦課免除

注⑤：USMCA適合品は賦課せず

注⑥：フェンタニル関税課税中は相互関税を賦課せず、フェンタニル関税終了後はUSMCA適合品は賦課せず（非適合品は12%）

注⑦：USMCA適合品は賦課せず、30%への引き上げを延期中

注⑧：26年1月から、ソファなどの布張り製品は30%に、洗面化粧台などは50%に引き上げ

トランプ政権は1月の発足以降、IEEPAに基づくカナダ・メキシコ・中国原産品へのフェンタニル関税や、主要国・地域原産品向けの相互関税、1962年通商拡大法232条（以下、通商法232条）による鉄鋼・自動車などへの追加関税措置を矢継ぎ早に導入してきた（表1参照）。並行して実施した各国・地域との通商協議では、追加関税の減免と引き替えに、米国向け投資の拡大や米国原産品の関税減免・購入拡大などを織り込んだ協定を締結し、一部の国からは「不平等協定」との批判も出ている。

#### ◆中国にとってレアアースと大豆が「対米交渉カード」に

トランプ政権は2月に中国原産品に対してフェンタニル関税を課し、4月に相互関税率を125%まで引き上げ、9月にはエンティティ・リストなどに掲載されている事業者への輸出規制の強化を図るなど、通商・経済安全保障面での対中政策を強力に推し進めてきた。これに対し中国は、対米報復関税に加えてレアアースの輸出規制強化を打ち出し、10月には「0.1%ルール」と呼ばれる厳格な規制を導入することで対抗した。

0.1%ルールとは、中国産レアアースを0.1%以上含む特定製品の輸出について、中国政府の許可取得を義務付ける制度であり、中国国外で製造された製品も対象になるため、0.1%ルールの発表は世界の製造業に大きな衝撃を与えた。米国を含む世界各国は、スマートフォンから戦闘機に至るまで、幅広いハイテク製品に必要なレアアースの調達を主に中国に依存しており、輸出規制強化の影響は極めて大きい。

加えて中国は、米国産大豆の購入も交渉カードとして用いた。中国は20年1月に米国と「第1段階の経済・貿易協定」を締結し、大豆を含む農産品などの購入拡大で合意していたが、中国は大豆購入を拡大せず、むしろブラジルやアルゼンチンからの輸入を増やして米国産の比率を低下させる政策をとった。大豆生産地の米国中西部・南部はトランプ政権の支持者が多く、中国による大豆の購入動向は、政権にとって極めて重要なアジェンダとなっている。

このように、レアアースと大豆という2つのカードを組み合わせることで、中国は米国に対し、従来よりも強い政治的・経済的圧力をかけることに成功したといえよう。結果として、10月30日の米中首脳会談では、米国はフェンタニル関税

を10%に引き下げ、相互関税も10%維持を1年延長するなど、中国に一定の譲歩を示し、中国も0.1%ルールを導入や一部レアアースの対米輸出規制を1年延期したほか、米国産大豆の購入を再開する方針を示した。もともと、両国は正式な貿易協定に署名したわけではなく、合意内容の解釈にも差がみられることから、今回の合意は1年間の小休止に過ぎず、根本的な対立は解消されていない。

以上を踏まえると、米中対立は今後、双方が関税や技術・レアアース輸出規制などによって相手を牽制しつつも、経済面での条件闘争の色合いが強くなる可能性が高い。米中の相互依存状況をみれば完全なデカップリングは現実的ではなく、常に落としどころを探り、条件が整えば関税や規制、制裁などを緩和するという柔軟な形になるだろう。米国はレアアースの中国依存から容易には脱却できず、25年4月に開始した医薬品・半導体などへの通商法232条に基づく追加関税調査も、世論や外交上の影響を踏まえて慎重に結論を出すとの見方が多い。一方で中国も、米国の市場や先端技術への依存が残るうえ、不動産不況や需要不足など構造問題を抱えているため、全面对決を望んでいない状況だ。

#### ◆トランプ関税の目的の1つである「製造業の国内回帰」は道半ば

トランプ関税措置の目的の1つに、経済安全保障の観点からの「製造業の国内回帰」があるが、現時点においてその成果は限定的と評価せざるを得ない。Appleやトヨタなど、一部のグローバル企業が米国での工場投資拡大などを表明したものの、これらの動きはまだ足元での製造業雇用の増加には結び付いていない。最新の雇用統計によれば、相互関税および自動車関税の賦課が始まった25年4月から9月までの間に、米国全体の非農業部門雇用者数は約19.3万人増加した一方で、製造セクターの雇用者数は約5.8万人減少している。

今後についても、各種調査では、米国国内の人件費や生産コストの高さ、熟練労働力の不足、国内サプライヤーや部品産業の脆弱性などが、製造業の本格的な国内回帰を阻む構造的要因として指摘されている。加えて、追加関税措置についても「関税率のたび重なる変更で不確実性が高く、長期的な投資計画を立てにくい」との企業側の声が見られる。結果として、多くの企業はトランプ関税の動向を注視しつつ、既存の国際分業体制を維持したまま事業を継続しているのが実情である。

◆米国以外でFTA（自由貿易協定）の交渉が加速化している

表2：25年の主なFTA交渉の動き（25年12月1日現在）

1月	・EUとマレーシアのFTA交渉が12年の中断を経て再開
2月	・EUとインドが12年ぶりに交渉再開
3月	・ニュージーランドとインドのFTA交渉が10年ぶりに再開
4月	・EUとUAEがFTA交渉を開始 ・マレーシアとEFTAのFTA交渉が11年越しに妥結
5月	・EUとオーストラリアが中断していたFTA交渉の再開を発表
7月	・英国とインドがFTAを締結
8月	・フィリピンとUAEがCPTPP加盟申請
9月	・韓国がCPTPP加盟検討を発表 ・EUとインドネシアがFTA交渉を妥結
10月	・「インドEFTA FTA（TEPA）」が発効 ・RCEP首脳会議、加盟国拡大を議論 ・マレーシア・韓国FTAの交渉が妥結
11月	・CPTPP閣僚会合を開催、初めてEUやASEANと対話

出所：各種資料をもとに筆者作成

トランプ政権が追加関税措置を拡大するなか、通商環境が目立った動きとして、米国以外の主要国・地域がFTA交渉を加速している点が挙げられる。狙いは、自由貿易を前提とする安定した取引環境の確保であり、特にEUやアジア各国の動きが活発だ。EUはトラン

プ政権の誕生を見据えてここ数年アジア各国との交渉に注力し、自由貿易に慎重とされるインドでさえ、EUやニュージーランドと約10年ぶりに交渉を再開したほか、英国と交渉を妥結するなど積極的に動いている。このような状況は、企業にとって販売先・調達先の分散という観点では追い風といえよう。

複数国・地域が参加する「メガFTA」の動きも活発だ。CPTPPは、中国・台湾・インドネシアなど9カ国が加盟を申請しており、韓国も加盟検討を進めている。RCEP協定にはスリランカ・チリ・香港が加盟申請中で、バングラデシュも加盟に前向きな姿勢を示している。特にCPTPPは、25年11月の閣僚会議でEU、ASEANと初の対話を行い、ルールに基づく自由貿易の維持に向けた連携を呼びかけるなど、機能不全に陥っているWTOに代わってルール作りを主導する立ち位置を固めつつある。米国が自国第一主義を強めれば強めるほど、各国・地域にとって、FTAの魅力が一段と高まっていくといえよう。

米国・メキシコ・カナダが加盟するUSMCAにも動きがみられる。USMCAは第1次トランプ政権下の2020年に発効し、有効期間は16年間と定められている。加盟3カ国は6年ごとにレビューを行い、さらに16年間延長するかどうかを決定するが、第1回目のレビューは2026年7月に実施される予定である。ここで延長に合意

すれば有効期限は2042年となる一方、合意に至らなければ2036年に終了するリスクを抱えることになる。7月のレビューでは、自動車・同部品や鉄鋼などの原産地規則の厳格化、レアアースの調達網の確保、メキシコの労働環境改善などが主な議題となりそうだ。北米に進出する日系企業の多くはUSMCAを活用したサプライチェーンを構築しており、USMCAの原産地規則に適合する製品は追加関税の対象外となるケースもあるため、引き続き動向を注視する必要がある。

#### ◆26年はトランプ関税をめぐる裁判動向にも注目

以上の通り、25年はトランプ関税に世界が翻弄された1年となった。年後半には、物価高対策やレアアース確保などの観点から若干の軌道修正が行われたが、トランプ関税が引き続き世界経済の主要なリスク要因である状況に変わりはない。

このような状況の下、現在、IEEPAに基づき発動された追加関税措置（以下、IEEPA関税）の合憲性を巡る訴訟が進行中である。すでに国際貿易裁判所と連邦控訴裁判所は「違憲」と判断し、トランプ政権は最高裁判所に上告しているが、早ければ25年末までに判決が出るとの見方もある。グリアUSTR代表は、IEEPA関税が違憲と判断された場合は徴収済関税の返還を行うと発言しているが、返還する額が巨額に上るうえ、返還先も多数に及ぶことから、実務上の混乱は避けられそうにない。

一方、ベッセント財務長官は、IEEPA関税が違憲となった場合は返還を行うとしつつも、IEEPA以外の法的根拠を用いて相互関税などの継続を検討すると発言している。今回の訴訟は通商法232条に基づく追加関税措置は対象外となっているが、仮にIEEPA関税が違憲となれば、**関税収入の約半分を失う可能性**があり、トランプ政権としてはそのような事態は避けたい構えである。

26年は11月に連邦議会の中間選挙を控えており、トランプ政権は世論や支持率を強く意識した通商政策を採用する可能性が高い。調査中の半導体や医薬品などが追加関税措置の対象となるのか、10月30日の米中首脳合意は順守されるのか、米国が参加しないFTAは増加していくのか、USMCAの見直し交渉はまとまるのか、さらにはIEEPA関税をめぐる最高裁判所の判決と政権の対応など、注視すべき通商アジェンダは多岐にわたる。企業としては、引き続き米国を中心とした通商環境の動向を注視しながら、事業運営を行っていく必要がある。 【田中雄作】